



確定申告が始まります



【申告の際に持参するもの】

- ①印鑑
- ②収入および控除を証明する書類

収入を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票(給与、公的年金) 収入内訳書(農業、営業所得等の事業所得、不動産所得がある場合)
控除を証明するもの	社会保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年中に支払った国民健康保険税などの領収書や納付証明書 国民年金保険料控除証明書
	生命保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> 生命保険料控除証明書
	地震保険料控除 <ul style="list-style-type: none"> 地震保険料控除証明書
	障害者控除 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など 障害者控除対象者認定書
	医療費控除 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年中に支払った医療費控除の明細書(医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載) ※医療費控除の明細書は、申告者が作成し提出してください。様式は、町民課窓口にあります。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。 ※明細書の作成が難しい方は、事前に電話にてご相談ください。
	住宅借入金等特別控除 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関が発行する借入金の年末残高証明書 家屋の登記事項証明書(令和4年発行のもの) 家屋の請負契約書または売買契約書のコピー ※(住宅建設助成金などの補助金等の交付を受けた場合)補助金等の額が分かる書類(交付決定通知書等) ※敷地購入に係るローンがある場合は、次の書類も必要です。 土地の登記事項証明書(令和4年発行のもの) 土地の売買契約書のコピー
寄附金(税額)控除 <ul style="list-style-type: none"> 寄附先発行の領収書 	

- ③還付申告の場合、口座番号等がわかるもの(本人名義のもの)
- ④「マイナンバーカード」、「通知カード」または「マイナンバー記載のある住民票の写し」
※申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの「個人番号」を申告書に記載するため、必ず持参ください。
- ⑤申告者ご本人の本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)
※本人確認書類は、マイナンバーカード(顔写真付きの個人番号カード)を持参の場合は不要です。

【確定申告におけるマイナンバー(個人番号)の取り扱いについて】

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入によって、平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示が必要です。

➤ 確定申告書には…

マイナンバー(個人番号)の記載

申告書には、マイナンバー(個人番号)を記載する欄があります。
申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。



本人確認書類の提示

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示が必要です。
控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。

が必要になります

【本人確認書類の例】

- 例1… マイナンバーカード
- 例2… 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

【新型コロナウイルス感染症対策について】

- ◆申告相談担当者は、執務前に検温を行い、マスクを着用して執務します。また、手指の消毒を徹底いたします。
- ◆体調のすぐれない方や、37.5℃以上の発熱がある方は、来庁をご遠慮ください。
- ◆会場入口に体温計を設置します。検温の結果、発熱のある方は入場をご遠慮いただきます。
- ◆入場時には、マスクの着用をお願いします。また、会場備え付けの消毒液により手指の消毒をお願いします。



※お問い合わせは、帯広税務署(☎0155-24-2161)または町民課賦課担当(☎2-4294)まで

所得税の確定申告および住民税(道町民税)の申告受付を2月16日(水)から行います。
受付期間は、3月15日(火)までですので、お早めにご申告ください。

なお、申告には、マイナンバー(個人番号)の記載やマイナンバーカード等の本人確認書類の提示が必要となりますので、ご注意ください。

土地や建物、株式を売って譲渡所得がある方や、事業所得がある方は、原則、帯広税務署(帯広市西5条南8丁目帯広第2地方合同庁舎)で申告していただきますようお願いいたします。
※帯広税務署で確定申告される場合、会場への入場の際に「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は
①当日会場で配布を受ける、②LINE公式アカウントから事前発行を受ける必要があります。

申告相談期間:

2月16日(水)～3月15日(火)

会場

役場 A 会議室

(役場庁舎2階 西側会議室)

時間

平日 9:00～11:30、
13:00～16:00

【申告書の提出が必要な方(主なもの)】

- ◇給与のほかに20万円を超える所得がある方
- ◇2か所以上から給与収入がある方
- ◇事業所得や不動産所得のある方
- ◇土地・建物を譲渡した方
- ◇公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いた残額がある方

申告会場の混雑を避けるため、下記の8日間については、原則行政区ごとに申告を受け付けますので、ご協力をお願いいたします。

指定日	指定行政区
2月16日(水)	4・5・6区
2月17日(木)	7の1・7の2区
2月18日(金)	1区・上音更・清水谷・ぬかびら 源泉郷・幌加・三股
2月21日(月)	北居辺・東居辺・北門・萩ヶ岡
2月22日(火)	8・9・10の1・10の2区
2月24日(木)	2・3の1・3の2区
2月25日(金)	14・15・16・17区
2月28日(月)	11の1・11の2・12区

※3月1日(火)以降は、すべての行政区の申告を受け付けます。

- ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、この場合であっても、所得税の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。
- また、源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるときや、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税の申告が必要です。
- ※ 令和3年中に所得がなかった方や、所得が一定額以下のため住民税が課税されない方であっても、所得・課税証明書の発行や国民健康保険などの制度利用のため、住民税の申告が必要となる場合があります。

【受付までの流れ】

- ①会場内の受付簿にお名前をご記入ください。
 - ②呼び出された方は、持参書類一式をお持ちになり、受付窓口へお越しください。
 - ③担当者が申告内容の聴き取りや申告に必要な書類の確認を行い、申告書の作成を行います。
- ※申告書作成にあたり、担当者の調査等が必要な場合、持参された書類をお預かりし、預かり票をお渡します。
申告書ができましたら、お電話で連絡しますので、預かり票および印鑑等(追加で提出が必要な書類等で、預かり票に記載されたもの)を持参のうえ、改めて申告会場までお越しください。

申告会場は大変混雑し、状況により長時間お待ちいただく場合があります。
ご自宅で国税庁のホームページ【<https://www.nta.go.jp>】の「e-Tax(電子申告)」を利用していただきますと、簡単に電子申告または申告書の作成ができますので、ぜひご利用ください。